

草津市議会基本条例の取組状況の検証

【対象期間：令和3年10月2日から令和4年10月3日まで】

第3章 市民に開かれた議会

第5条（市民への情報公開および情報発信）

条文	<p>議会は、本会議および委員会の会議を原則公開とし、市民の傍聴等を促進する積極的な取組を進めるものとする。</p> <p>2 議会は、議会活動について多様な手法を用いて積極的に情報の発信を行い、意思決定の過程等を速やかに、かつ、わかりやすく明らかにするものとする。</p> <p>3 委員会の委員長（以下「委員長」という。）は、付託議案の審査結果の報告および質疑において、審査の過程および論点、委員会の付帯意見等について明らかにするものとする。</p>
これまでの取組状況	<p>傍聴の促進について、市議会ホームページや各定例会案内ポスターを庁内に掲示するなど、傍聴の周知および促進に努めました。</p> <p>市議会だよりでは、以前は草津市議会広報編集委員会を中心に作成を進めておりましたが、広報広聴機能を充実させるため、広報広聴委員会へと委員数を増やす等の強化をし、より見やすい紙面づくりに努めました。</p> <p>また、より広く議会の活動を知ってもらうために、総務・文教厚生・産業建設常任委員会の活動報告をホームページで行う等、様々な媒体で情報発信に努めました。</p>
今後の課題等	<p>様々な方法により広報活動を行っていますが、まだまだ委員会の傍聴者が少ないことや、広報に対する市民からのご意見・ご質問が少ないため、市民が傍聴しやすい環境整備、広聴手法について検討する必要があります。</p>

第6条（多様な市民参加および市民との連携）

条文	<p>議会は、市民との意見交換の機会を多様に設け、市民の意見を議会および議員の政策立案に反映させるものとする。</p> <p>2 委員会は、請願の審査において、紹介議員の説明後、必要に応じ請願者に意見を聴くことができる。</p> <p>3 議会は、本会議および委員会の会議において、地方自治法（以下「法」という。）第109条第5項および第115条の2の公聴会制度および参考人制度を活用し、利害関係者の意見、学識経験者等の専門的または政策的識見等を討議に反映させるよう努めるものとする。</p>
これまでの取組状況	<p>多様な市民参加を図る機会の一つとして、3つの高等学校の生徒と市議会議員との意見交換会を開催しました。意見交換会では、高校生ならではの発想や感性による意見を聴取し、活発な意見交換を行ったことで、若者の議会活動に対する認知度の向上と、市民に開かれた議会、政策の立案や提言をする議会の実現が図れました。</p> <p>また、請願者からの希望で請願趣旨説明ができる機会を設けることについて、具体的な方法については引き続き検討していくこととしました。</p>
今後の課題等	<p>高校生をはじめとした若者と市議会とは、通常は接点が少なく、交流する機会も限られていることから、これからの社会を担う若い世代の意見を聴くためにも、引き続き同様の機会を設けていく必要があります。</p> <p>また、請願の審査における請願者の意見聴取の実施に向けた運用ルールを作成が必要であり、公聴会制度、参考人制度の活用については、状況に応じて活用していく必要があります。</p>

第7条（広報広聴機能の充実）

条文	<p><改正前> 議会は、議会活動を報告するとともに、市民の意見を聴く場として、定期的に議会報告会を行うものとする。</p> <p><改正後> 議会は、市民に開かれた議会を実現するため、市政全般にわたって自由に情報および意見を交換する機会を設け、積極的な広報および広聴に努めるものとする。</p>
これまでの取組状況	<p>旧来、「議会は、議会活動を報告するとともに、市民の意見を聴く場として、定期的に議会報告会を行うものとする」と規定しており、本条例の制定以降、様々な手法で議会報告会を実施してきました。</p> <p>さらに、感染症等により開催手法が制限される中であっても、従来の形式にとらわれることなく、時代に即した柔軟な手法により広報広聴機能を充実させていくために、ホームページを活用した議会活動報告を始めました。また、若い世代の意見を聴く場として、第6条に記載のとおり「高校生と市議会議員との意見交換会」を実施しました。</p>
今後の課題等	<p>対面式の議会報告会から、時代に即した柔軟な手法により広報広聴機能を充実させるとし、ホームページを活用した新しい手法による広報活動を始めました。新しい取組を始めたことから、その効果や手法の工夫など、市民の反応をみながら検討する必要があると考えます。</p> <p>また、第6条に記載のとおり「高校生と市議会議員との意見交換会」などの、若い世代の意見を聴くための広聴手法についても検討し、機会を設けていく必要があります。</p>

第4章 政策の立案および提言を行う議会

第8条（討議する議会）

条 文	議員は、議会が議員による討議の場であることを認識し、本会議および委員会の審議において、議員間の十分な討議を尽くし、合意形成に努めるとともに、その経過および結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。 2 議長および委員長は、議員間の討議を中心とした運営に努めるものとする。
これまでの取組状況	常任委員会の所管事務調査にあたっては、市政における喫緊の課題をテーマとして選定し、委員間討議を中心とした委員会運営を実施しました。 委員会審議の経過や結果については、議会報告会やくさつ市議会だより、ホームページ掲載、本会議での委員長報告、議事録の公開等で市民へ説明を行いました。
今後の課題等	委員間討議については、執行部との質疑が中心となり、十分な議員間の討議に至らない場合が見うけられます。委員間討議の充実を図るため、議員ディスカッションの活用や、議案の事前理解・熟知を前提に、論点を明確にした委員会運営に努め、議会としての合意形成に努める必要があります。

第9条（政策立案および政策提言）

条 文	議会は、議員間討議を尽くし、意見集約がなされた内容について、条例の提案、議案の修正、決議等に向けた政策立案を行い、または市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）に対し政策提言を行うものとする。 2 議会は、議員の資質ならびに政策形成および立案能力の向上を図るため、議員研修の充実および強化に努めるものとする。
これまでの取組状況	毎年度、政策課題等を研究する議員研修会を実施する中で、今期は「SDGsの自治体での活用と地方議会議員に求められる役割について」をテーマとする研修会を実施しました。
今後の課題等	議案審査における議員間討議に至るまでの論点整理等、議員間での共通の認識を持てるよう、所管事務調査の深化や、委員会単位で広聴の機会を設けるなど、委員会における取組を活性化し、課題を意識した議会活動や、議員個々が課題解決に向けた政策形成能力等の向上につなげていく必要があります。

第10条（専門的知見の活用）

条 文	議会は、議案の審査および市の事務に関する調査のため、法第100条の2の専門的事項に係る調査を活用し、討議および審査に反映させるよう努めるものとする。 2 議会は、必要があると認めるときは、学識経験者等で構成する調査機関を設置することができる。 3 第1項の専門的事項に係る調査および前項の調査機関の設置は、議決により行う。
これまでの取組状況	（現在、記載すべき内容はありません。）
今後の課題等	課題が発生したタイミングを逃さず、草津市における課題を議員間で共有し、専門的知見の積極的な活用について検討する必要があります。

第11条（政策討論）

条 文	議会は、市政に関する重要施策、課題等に対して議員間の共通認識および合意形成を図り、政策立案等を行うため、政策討論を行うものとする。
これまでの取組状況	脱炭素社会の実現に向けて議員ディスカッションを行ったことを契機に、「草津市気候非常事態（ゼロカーボンシティ）宣言にかかる意見交換会」にて行政と議論を重ね、令和3年12月17日に市議会と草津市の共同で「草津市気候非常事態宣言」を行い、ゼロカーボンシティを表明しました。令和4年3月24日にはゼロカーボンシティ特別委員会を設置し、ゼロカーボンシティを目指した具体的な取組を推進するための調査、研究を進めました。
今後の課題等	地域課題や行政課題を、議員個人が議会全体の共通認識として通していくことの難しさがある中で、所管事務調査項目の他にも、広聴機能を担う場の検討や会派単位での課題抽出の機会の検討など、問題提起しやすい土壌を整えていくことも重要です。

第5章 行政の監視および評価を行う議会**第12条 (監視機能および審査機能の強化)**

条文	議会の審議における議員と市長等との関係については、緊張関係を保持するものとする。 2 議員は、本会議における議案質疑および質問においては、広く市政上の課題を質問し、かつ、質問の論点および争点を明確にしなければならない。 3 議会は、社会経済情勢等により新たに生じる市政課題に迅速かつ的確に対応するため、常任委員会および特別委員会の専門性および特性を活かした適切な運営に努め、機動力を高めなければならない。
これまでの取組状況	議会ICTの推進によって必要な情報を迅速に把握し、審査の能率化につなげることで、さらなる監視機能及び審査機能の強化を目指します。また、代表質問および一般質問における質問事項の後追いとして位置づけ、行政の透明化を図るために、議員質問対応調書の必要性について検討しました。
今後の課題等	議案の熟知や日頃の調査研究等に努力し、議員質問対応調書などのツールの必要性について、先進地の導入状況などを調査研究しつつ、議員の質の向上、監視機能および審査機能の強化に向けて取り組む必要があります。

第13条 (反問権および反論権)

条文	本会議および委員会において、議員の質問に対し答弁をする者は、質問の論点および根拠等を明確にするため、議長または委員長の許可を得て、反問することができる。 2 本会議および委員会において、市長等は、議員の発言および議員または委員会による条例の提案、議案の修正、決議等に対して、議長または委員長の許可を得て、反論することができる。
これまでの取組状況	(現在、記載すべき内容はありません。)
今後の課題等	(現在、記載すべき内容はありません。)

第14条 (重要政策等における論点に関する情報の提供)

条文	議会は、市長等が提案する重要な計画、政策、施策、事業等（以下「重要政策等」という。）について、議会の審議における論点に関する情報を整理し、政策等の水準を高めるため、次の各号に掲げる事項について明らかにするよう市長等に求めることができる。 (1) 重要政策等を必要とする背景 (2) 提案に至るまでの経緯 (3) 市民参加の機会の有無およびその内容 (4) 草津市総合計画との整合性 (5) 財源措置 (6) 将来にわたる効果および費用 2 議会は、重要政策等の提案を審議するに当たっては、立案および執行における論点および争点を明らかにし、執行後における政策評価に資する審議に努めるものとする。 3 議会は、予算および決算の審査に当たっては、第1項の規定に準じて、施策別または事業別の説明を市長に求めることができる。
これまでの取組状況	審議に必要な情報の提供を求め、議論を行いました。
今後の課題等	引き続き、必要な情報の提供を求め、論点および争点を明らかにしていく必要があります。

第15条 (議決事件)

条文	法第96条第2項の規定により、草津市自治体基本条例（平成23年草津市条例第11号）第13条第2項の基本構想および基本計画（方針および施策に限る。）を議会の議決すべき事件とする。 2 議会は、前項に規定する議決事件の審議において、市長等とともに市民に対する責任を担いながら、計画的、かつ、市民の視点に立った透明性の高い市政運営となるよう議論に努めるものとする。
これまでの取組状況	(現在、記載すべき内容はありません。)
今後の課題等	(現在、記載すべき内容はありません。)

第16条 (評価機能の強化)

条文	議会は、予算および決算の審査等において、草津市総合計画に定める基本方針を踏まえ、当該審査に付される事業の評価に努めるものとする。
これまでの取組状況	予算は全員、決算は23人で審査を行い、総務・文教厚生・産業建設常任委員会別に所管事項を優先的に審査する手法とすることで、審査の充実を図りました。
今後の課題等	審査方法を試行錯誤する中で、予算審査と決算審査のサイクルが有効に働くような評価システムを再構築し、的確な評価の視点を持って議案の審査に努めていく必要があります。

第6章 議会の機能向上

第17条 (議会改革の推進)

条 文	議会は、議会制度に係る法改正等があったとき、または議会改革の継続的な推進の観点から必要があると認めるときは、必要な組織を設置し、当該議会制度について速やかに調査または検討を行わなければならない。
これまでの取組状況	議会の更なるICT推進に向け、議会ICT推進部会を設置し、具体的な取組方法等の検討を行い議会運営委員会へ提言を行いました。 また、災害の発生等により庁舎への登庁や招集が困難な場合であっても議会運営の継続性を担保する観点から、委員会における審査および表決が行えるよう、オンライン会議システムによる委員の出席を可能とするために、草津市議会委員会条例および草津市議会会議規則を改正しました。 また、ゼロカーボンシティを目指した具体的な取組を推進するための調査、研究を進めるために、ゼロカーボンシティ特別委員会を設置しました。
今後の課題等	ICT推進については、現在使用しているタブレット端末機器の月データ使用量等を調査し、経費削減を視野に入れ、契約の見直しを検討する必要があります。 オンライン会議の活用については、緊急時を想定し、普段から試行的にオンライン会議の機会を設け、有事の対応に備える必要があります。 ゼロカーボンシティ特別委員会については、今後の議会として取り組むべきことについて、学びを深めながら具体的に検討していく必要があります。

第18条 (議会の調査研究体制の充実および強化)

条 文	議員は、法第100条第14項の政務活動費を別に定める条例に基づき、かつ、有効に活用し、積極的に調査研究その他の活動を行うものとする。 2 議会は、議員の調査研究に資するため議会図書室の充実に努めるものとする。 3 議会は、政策立案および政策提言ならびに監視、審査、評価および調査の機能の充実および強化のため、大学等研究機関との連携ならびに議会事務局の法務および調査研究体制の整備に努めるものとする。
これまでの取組状況	タブレット端末のより一層の活用により、行政の先進事例等の情報検索、情報伝達の即時性や共有性を高めることで、調査研究体制の充実に努めました。
今後の課題等	引き続き、議会の調査研究体制の充実等に取り組む必要があります。

第7章 議員定数および議員報酬

第19条 (議員定数)

条 文	議会は、議員定数の改定に当たっては、市政の現状、課題ならびに将来の予測および展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった定数を検討するものとする。
これまでの取組状況	(現在、記載すべき内容はありません。)
今後の課題等	今後も本市を取り巻く状況や社会動向等を勘案して、時機を見て議論を行っていく必要があります。

第20条 (議員報酬)

条 文	議会は、議員報酬の改定に当たって、委員会または議員が提案する場合は、市政の現状、課題ならびに将来の予測および展望を十分に考慮するとともに、市民の意向を把握し、本市の実情にあった議員報酬を検討するものとする。
これまでの取組状況	一般議員よりも登庁回数・委員会前の事前調整にかかる時間が多い正副委員長への報酬加算の必要性について議論しました。
今後の課題等	新型コロナウイルス感染症の影響がある現在は報酬加算の実施は控えるべきですが、次代を担う世代のためにも、議員報酬についての議論は続けていく必要があります。今後も本市を取り巻く状況や社会動向等を勘案して、時機を見て議論を行っていくこととしました。